

市民が未来を選択

～寄付金の優遇制度を、ご活用下さい～



あなたが自由にきめて
せんとくして下さい!

最大50%
税金が控除
されるのよ!



■ 指定NPO法人への寄付

個人住民税の申告をすると、寄付金から2,000円を引いた額の4%が県民税から、6%が市町民税から控除されます。(※)

※県・市町それぞれの条例で指定を受けている場合。

●「指定NPO法人」とは、県や市町が定める基準を満たし、条例により指定された法人を、「認定NPO法人」とは、国の基準を満たし認定を受けた法人をいいます。

指定NPO法人は寄付金額の最大約10%、認定NPO法人は最大50%が税金(所得税・住民税)の控除対象となります。(適用上限あり) 所得税については、原則として納付した税金が還付されますが、住民税については、翌年度に納付すべき税額が軽減されます。市町民税の税控除手続きは、市町税条例の改正等が行われてからとなります。

■ 認定NPO法人への寄付

所得税の確定申告をすると、寄付金から2,000円を引いた額の40%が所得税から、軽減されます。また、指定NPO法人と同様に県民税・市町民税も控除されます。(※)

問い合わせ先：滋賀県県民活動生活課

TEL: 077-528-3419

FAX: 077-528-4840

協働ネットしが 検索

■指定 NPO 法人とは

NPO 法人への寄付を促すことにより、NPO 法人の活動を支援する制度で、一定の要件を満たした NPO 法人を県又は市町条例で個別に指定する制度です。

- 県指定NPO法人に寄付した場合は、原則として、寄付金から2,000円を引いた額の4%が県民税から税額控除されます。
- 市町指定NPO法人に寄付した場合は、原則として、寄付金から2,000円を引いた額の6%が市町民税から税額控除されます。
- 県・市町両方で指定を受けているNPO法人に寄付した場合には、合わせて10%の個人住民税の寄付金税額控除の対象となります。

→指定NPO法人になるためには、いくつかの要件を満たす必要がありますが、要件は県、市町によって異なります。詳しくは問い合わせ先の自治体のホームページ等で、ご確認ください。

■認定 NPO 法人とは

指定 NPO 法人制度と同様、NPO 法人への寄付を促すことにより、NPO 法人の活動を支援する制度で、一定の基準を満たした NPO 法人を県が認定する制度です。

- 認定NPO法人に寄付をした場合には、所得税の軽減(寄付金から2,000円を引いた額を所得から控除又は、寄付金から2,000円を引いた額の40%を税額から控除)を受けることができます。
- 認定NPO法人になるためには、次の基準を満たす必要があります。
 - ①パブリック・サポート・テスト(PST)※をクリアしていること
 - ②事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること
 - ③運営組織及び経理が適正であること
 - ④事業活動の内容が適正であること
 - ⑤情報公開を適切に行っていること
 - ⑥事業報告書等を所轄庁に提出していること
 - ⑦法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
 - ⑧設立の日から1年を超える期間が経過していること
 - ⑨欠格事由に該当していないこと

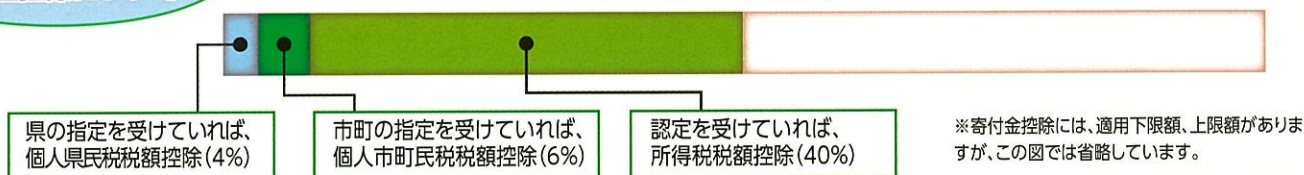
※パブリック・サポート・テスト(PST)とは、広く市民から支持を受けているかどうか判断をする基準で、次のいずれかを満たしているかで判断します。

- 1 総収入に占める寄付金収入の割合が20%以上であること
- 2 3,000円以上の寄付金を100人以上から受けること
- 3 事務所所在地の自治体の条例で個別指定を受けていること

【参考】

寄付金控除について

(NPO法人への寄付金)



《例》県指定、市町指定及び認定を受けているNPO法人に1万円を寄付した場合

$$\begin{aligned} <10,000\text{円(寄付金額)} - 2,000\text{円(適用下限額)}> \times 40\% = 3,200\text{円(所得税分)} \\ <10,000\text{円(寄付金額)} - 2,000\text{円(適用下限額)}> \times 10\% = 800\text{円(個人住民税分)} \end{aligned}$$

所得税と住民税を合わせて、4,000円が税額控除の対象となります。